



令和2年 (2020年) 9月1日 (火)

No. 15244 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

査定審決取消訴訟

〔遺伝子産物の発現を変更するためのCRISPR-Cas系および方法〕(特願2016-128599。特願2015-547555 (優先権主張：平成24年12月12日・米国))の分割出願の特許拒絶査定審決(特許法第29条の2及び特許法第29条第2項該当誤認)取消請求事件) [上] (全2回)

—平成31年(行ケ)第10011号、令和2年2月25日判決言渡—

本願発明は、「t r a c r配列の長さ」に着目して、「t r a c r配列が、30以上のヌクレオチドの長さを有」するものという構成を採用したことにより、ゲノム改変効率が増加することができた効果を得たものであり、引用文献1には前記「t r a c r配列の長さ」に着目して、明確に「t r a c r配列が、30以上のヌクレオチドの長さを有」すること(相違点)が示されておらず、その効果であるゲノム改変効率が増加することができたことを確認できていないことを根拠に、両者が同一であるとして、特許法29条の2の規定に該当するとした審決を取り消し、同時に、本願発明は、ゲノムの改変効率を向上させる観点で、引用発明2のt r a c r RNAの長さについて、引用例2に具体的に開示されている26から30を超えた



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話：03-5715-8651(代) FAX：03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘

会長 弁護士 金池 大白
井田 塚江 森 本 山 中
幸一 克久 裕 博 祐 祐
建弘 貴則 司之 登子 三
相談役 弁護士 浅井 望 烟 浅北 水 菊
村上月 中野 川 野 間
皓一次之郎 亮 宣 史
山下一平 弓 田 原 岡
山下 平 弓 田 原 岡
口村 山 削 統 野
康克 啓 麻 亮 光
明彦 子 理 誠 太 勇

浅村法律事務所

電話：03-5715-8640(代) FAX：03-3540-1997 E-mail：law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

弁護士 後藤 晴 男

弁護士 松川 直 樹

弁護士 和田 研 史